



2024年10月11日

各 位

会社名 株式会社メルカリ
代表者名 代表執行役 CEO（社長） 山田 進太郎
(コード番号：4385 東証プライム)
問合せ先 執行役 SVP of Corporate 兼 CFO 江田 清香
TEL. 03-6804-6907

当社取締役、従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に対する
ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日、当社取締役、従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に対して発行するストック・オプションとしての新株予約権の募集事項、及び、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

I. 当社取締役に対して発行する新株予約権

当社の取締役に対して発行する新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

1. 新株予約権の名称

株式会社メルカリ 第68回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、当社の普通株式 12,591 株を上限とする。ただし、第3項の定めにより新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 新株予約権の総数

発行する新株予約権の数は 12,591 個とする。新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は当社の普通株式 1 株とする。ただし、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその 1 個あたりの目的となる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行なう場合、合併、株式交換又は会社分割を行なう場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

4. 新株予約権の割當にあたり払い込む金額及び割当日

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。なお、職務執行の対価として割り当てられる新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。

新株予約権の割当日は 2024 年 10 月 31 日とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき金 1 円（以下「行使価額」という。）とし、新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2025 年 9 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までとする。

7. 新株予約権の権利行使の条件

(1) 行使条件

権利者は、以下の各号に掲げる要件を全てみたす場合に限り、新株予約権を行使することができる。

- ① 権利者は、権利者が新株予約権の割当日から 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として本新株予約権を行使することができる。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- ② 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について第 8 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が 1 個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1 株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相 続

新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。ただし、当社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

8. 当社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各

号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。当社が新株予約権を取得した場合、他の条項にかかわらず、権利者は、新株予約権行使することができず、新株予約権について、株式（又はこれに相当する金銭）を受領する権利を有しない。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が権利行使をする前に、第7項の定めその他理由のいかんを問わず新株予約権行使することができなくなった場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

9. 行使手続

新株予約権行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

11. 新株予約権証券

新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第 2 項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、第 5 項に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
第 6 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 6 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

14. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	新株予約権
当社の取締役	9名	12,591 個

II. 当社従業員に対して発行する新株予約権

当社の従業員に対して発行する新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

1. 新株予約権の名称

株式会社メルカリ 第 69 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、当社の普通株式 95,289 株を上限とする。ただし、第 3 項の定めにより新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 新株予約権の総数

発行する新株予約権の数は 95,289 個とする。新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は当社の普通株式 1 株とする。ただし、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその 1 個あたりの目的となる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換又は会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
4. 新株予約権の割當にあたり払い込む金額及び割当日
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。なお、職務執行の対価として割り当てられる新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。
新株予約権の割当日は 2024 年 10 月 31 日とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
1 株につき金 1 円（以下「行使価額」という。）とし、新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2025 年 3 月 1 日から 2027 年 9 月 30 日までとする。
7. 新株予約権の権利行使の条件
- (1) 行使条件
権利者は、以下の各号に掲げる要件を全てみたす場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ① 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいづれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権行使することができる。ただし、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- (i) 会社又はその子会社（会社法第 2 条第 3 号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役又は監査役
- (ii) 会社又はその子会社の使用人
- ② 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、(a) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(b) (vi) に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
- (i) 2025 年 3 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の 1/6
- (ii) 2025 年 9 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の 1/6
- (iii) 2026 年 3 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の 1/6
- (iv) 2026 年 9 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の 1/6
- (v) 2027 年 3 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の 1/6

(vi) 2027 年 9 月 1 日から 2027 年 9 月 30 日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の 1/6

- ③ 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について第 8 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ④ 新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤ 権利者が 1 個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1 株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相 続

新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。ただし、当社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

8. 当社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。当社が新株予約権を取得した場合、他の条項にかかわらず、権利者は、新株予約権を行使することができず、新株予約権について、株式（又はこれに相当する金銭）を受領する権利を有しない。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が権利行使をする前に、第 7 項の定めその他理由のいかんを問わず新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

9. 行使手続

新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

11. 新株予約権証券

新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に

関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、第5項に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
第6項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第6項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

14. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	新株予約権
当社の従業員	62名	95,289個